

平成 2 9 年度第 2 回 [第五期目第 4 回]
松島町入札監視委員会

平成 3 0 年 1 月 1 2 日 (金)

午前 9 時 3 0 分～

(松島町役場 3 階大会議室)

平成29年度第2回〔第五期目第4回〕松島町入札監視委員会

出席委員（5名）

委員長	赤石雅英		
委員	泉田成美	梶塚善弘	
	武田三弘	豊田耕史	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

総務課	総務管理班
企画調整課	
健康長寿課	高齢者支援班
建設課	建設班
	管理班
	復興班
町民福祉課	子ども支援班

各課(所)長・各班長・各担当者

事務局職員等出席者

松島町長		櫻井公一
財務課	課長	千葉繁雄
	財政班 班長	相澤光治
	主事	中村智英
		大寺元氣

委員会次第

平成30年1月12日（金曜日）午前9時30分開会

1. 開会の挨拶 - 3 -
 2. 審議案件抽出理由の報告 - 3 -
 3. 審議 - 4 -
 - (1) 建 29 工第 008 号 町道霞ヶ浦幹線避難道路附帯工事 - 4 -
 - (2) 建 29 工第 012 号 町道根廻・磯崎線道路整備工事 - 7 -
 - (3) 建 29 工第 030 号 町道瑞巖寺線外石畳舗装補修工事 - 11 -
 - (4) 建 29 工第 035 号 町道瑞巖寺線避難道路整備工事 - 15 -
 - (5) 総 29 工第 017 号 品井沼第二支館トイレ改修工事 - 20 -
 - (6) 管 29 委第 016 号 松島町道路維持管理その1業務委託 - 22 -
 - (7) 建 29 委第 135 号 町道高城・松島線ほか道路整備事業詳細設計業務委託... - 27 -
 - (8) こ 29 委第 025 号 松島町立保育所給食栄養管理業務委託 - 29 -
 - (9) 企 29 委第 038 号 松島町住民情報システム保守業務委託 - 33 -
 - (10) 高 29 委第 053 号 松島町宅配夕食サービス事業業務委託 - 35 -
 4. 閉会の挨拶 - 42 -
-

1. 開会の挨拶

○事務局 皆様、明けましておめでとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより入札監視委員会を開催いたします。

開催に当たり、櫻井町長よりご挨拶させていただきます。

○町長 改めまして、明けましておめでとうございます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、時間調整をしていただきまして、きょうの委員会開催になりますこと厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

昨年7月から引き続いての2回目ということで、今回は案件を絞ってということですが、工事関係、業務委託関係合わせて10件と聞いております。どうかひとつよろしく願い申し上げます。

それでは、最後に、今年は平成30年という年で、松島町は町制施行90年の節目に当たっております。震災復興、4月からあと3年ということですが、県の発展期にあわせて松島町の復興も3年以内で何とか仕上げていきたいとこのように思っておりますので、今後ともよろしくご指導のほどをお願いいたします。今日はどうもありがとうございます。

○事務局 ここで、町長は公務により先に退席させていただきます。

2. 審議案件抽出理由の報告

○事務局 続きまして、契約案件の審議等に移ります。

審議案件抽出理由の報告を委員長よりお願いいたします。

○委員長 皆さん、おはようございます。今年もよろしくお願いいたします。

今回、事務局のほうでこういった抽出理由について作っていただきまして、こちらのほうを見ていただきたいんですが、抽出理由については余り以前とは変わっておりません。高落札率の案件、それから1者入札の案件、変更契約及び余り金額が高いものというところで抽出しました。

今回は、前は15件ほど抽出していたのですが、少し議論する時間が足りないということで、減らそうということで今回は10件に絞ってみました。ですので、より何か疑問があったところとかそういったところをご指摘いただければというふうに思っております。

以上です。

○事務局 ありがとうございました。

3. 審議

(1) 建 29 工第 008 号 町道霞ヶ浦幹線避難道路附帯工事

- 事務局 それでは、個別審議に入ります。委員長、進行方よろしくお願ひします。
- 委員長 では、まず、審議案件 1 番、条件付き一般競争入札ですが、町道霞ヶ浦幹線避難道路附帯工事、これについては変更契約となっております、その変更に至った理由、あとその内容について確認したいと思います。よろしくお願ひします。
- 建設課 それでは、建 29 工第 008 号町道霞ヶ浦幹線避難道路附帯工事になります。

事業場所が、松島町松島字犬田地内で、工事の概要につきましては、次ページ、裏面に、事業概要説明調書があります。

施工延長が 110メートルで、防護柵設置、目隠しフェンスが 110メートル、カーブミラーが 1基という工事になります。

この工事につきましては、前年度末に終わりました避難道路、こちらのほうが山を新しく切り開いて作った道路でして、完成した後、近隣のホテルのほうから客室が丸見えだということで、風貌を重視しているのです。そういったところでいきますと営業に支障を来すので、目隠しフェンス、道路沿いから見えないような形のフェンスをつけてほしいという要望を受けまして、検討してフェンスを設置するという工事と、あと、カーブミラーにつきましては交通安全対策、カーブで交通安全上の対策としてカーブミラー 1基を設置した工事になります。

入札に関しては、条件付き一般競争入札で、資格要件は表のページに戻っていただきまして、宮城郡、塩竈市、多賀城市に本店及び営業所を有している、土木一式で 400点以上の者であるということで、入札のほうを行っております。

申請者が 4人に対して、実際に入札に参加が 3者になりまして、1者辞退しております。

入札の結果につきましては、予定価格が 640万 80円に対して、落札価格が 594万円、落札率が 92%となっております。

今回の変更理由につきましては、本工事箇所が山を切り開いてつくったところということで、急な坂道の道路になります。そちらのほうに目隠しフェンスを設置するというので、当初、設計時は標準仕様のもので発注したのですが、実際に施工業者が決まって現場のほうに入るために資材メーカーさんに発注をしたところ、標準品では坂道の勾配がきついということで、当初発注した仕様では現場が施工できないということが判明しました。

町のほうでもその発注メーカーに確認したのですけれども、実際標準品ではつけられないと

ということで再度確認しまして、そうしますと標準品に対して部材で約35%ほど追加で部材の費用が必要となりましたので、今回、その見直しをしまして変更したところであります。

変更金額といたしましては、次ページの事業概要の説明のほうにあります第1回変更額といたしまして、770万6,080円、増額金額が176万6,880円となったものであります。

説明については以上であります。

○委員長 わかりました。委員の皆さん、何か質問ございますでしょうか。

○委員 結局、この工事はホテル側から丸見えですからふたしてくださいということでフェンスの設置を要望されたことによって生じたものだという事になっていると思うのですが、この道路をつくる前の事前の調査、その辺については何かきちっとそういうふうな周りの人たちとかそういったものに対するケアというのは何か考えられたりとかはなされたのですか。

○建設課 ここは特別名勝の区域になっておりまして、まず設計するとき、当初の本当に昔からあった計画とちょっと変えて、昔から道路の計画はあったのですがそれを変えまして、今回計画を見直した案でつくっております。そのときに測量とか入るとき、そのホテルさんとかにも挨拶しながらやったのですが、実際その部分が景観配慮をするという形の中で何もつけない予定でスタートしてしまったというのがありまして、説明不足というものもあったのかもしれないです。それで、実際道路ができてしまって確認してみると、やはりホテルが道路から見える、丸見えになってしまっている形になりまして、その辺は少し直していかなければならないということで、今回発注はしたという形になっております。

○委員 そうですね。変な話、その景観だけで800万使ってしまうわけですね。

○建設課 景観というか、そうですね。800万という形。

○委員 ですから、とても、あるいは、そのフェンスという手もあるのですが、例えば木を植えるとかそういうふうな別の対策などは。

○建設課 木は、結局これは盛土区間になっておりまして、山を切って盛ってというふうな道路でつくったものですから、木はもう植えるスペースがなくて、もうガードレールを入れるのが精いっぱいという形なものですから、そこに無理くり今回目隠しフェンスを設置したという形になっております。

○委員 わかりました。

○委員 関連ですが、特別名勝で景観は厳しいと思うのですが、その目隠しフェンスをやるのに際しては、後で道路をつくってから、道路をつくる時の特別名勝の認可とい

うのはとったと思うのですけれども、追加で目隠しフェンスをとるときには支障はなかったのですか。あるいは、そのフェンスが特別なものを、景観に配慮したものにしなくてはならなかったとかというのはあったのですか。

○建設課 当然景観に配慮した茶系。

○建設課 色味に関しては、文化財のほうの許可の段階で景観に配慮したということで焦げ茶色を使うということになっておりまして、今回も。

○委員 それはフェンスを追加するときもそれで認可。

○建設課 取り直しという形になります。

○委員 あと、ほかの案件もそうなのですけれども、変更契約した、今聞いて初めて分かったのですけれども、資料ではどこにも書いていなかったのも、変更理由がわかったのですけれども、そういうのは普通変更の工事設計書の概要か何かに、これこれこういう理由でこの部分を変更したというのは普通書くのではないかなと思うのですけれども。

○建設課 書いています。

○建設課 はい。変更理由書は。

○委員 こちらの町の場合は、いただいた資料の中ではどこにも書いていなかったのも、どこかにありますよね。

○建設課 あります。

○委員 いいのですけれども、どこにあるかさえわかればいいのですけれども。

○建設課 変更設計書の中に、今回添付しておりますのは、変更の内容、設計書の中身だけありますけれども（「その前段にある」の声あり）当然その上の部分に、この部分を設計変更しますという形で、あと変更金額の、これは設計書の計算ですけれども、その上に変更契約の契約額の計算書もついておりまして、その下に変更理由書というのも全部入っております。

○委員 そうですよ、ありますよね、当然ね。わかりました。

○委員長 お話を総合しますと、事前のちょっと確認というのでしょうか、その辺が少し。

○建設課 周囲が、町ではそれでいいかなと思っていたのですけれども、やはりホテルに対する配慮不足ということがあったのか、すっかり盛り土区間になっておりまして、木も全然なくなっているところの中で、もう少し考えればよかったなというところで考えております。

○委員長 あと、もう一つ、結局変更契約で金額も大きく動くと、では、この条件だったらばもっと安くやれるという、俺のところでも安くできたよという業者さんがいる可能性があるというところがやはり1つ大きな問題だろうと思うのですが、その辺、ですからもう一回入札をやり

直しをするかどうか、そういった観点からの検討はされたのでしょうか。

○建設課 今回発注の条件の中で、質問の中で特に来ていなかったのも、あくまでも標準品、部材の部分でなったということで、特にそれがあって入札とかがひっくり返るような内容ではないのかなということ。

○委員長 なるほど。要は部材の金額の変更だけであって、工事の加工費については特に変更はないということでしょうか。

○建設課 参加した皆さんについては、多分部材は標準品という形の部材で見積もりをしていると思いますので、工事の内容とか標準品から外れた部材になるということで見積もり金額が高かったというわけではないと思っております。

○委員長 あと、皆さん、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、次の一緒でよろしいですかね。（「はい」の声あり）

（２） 建 29 工第 012 号 町道根廻・磯崎線道路整備工事

では、次に 29 工第 012 号、これについては金額が大きい、設計金額が 4 億を超えるということで、これについての内容をちょっと確認したいということでご説明をお願いいたします。

○建設課 それでは、建 29 工第 12 号町道根廻・磯崎線道路整備工事になります。

事業場所が、松島町根廻字人笥外地内になります。

工事の概要につきましては、次ページ、後ろのページの事業概要説明調書にあります。工事延長が切土部が 60 メートル、盛り土部が 540 メートルになります。主な工事といたしましては、土工が掘削が 5 万 4,650 立米、盛り土が 6 万 4 70 立米になります。あと、地盤改良といたしまして中層混合処理、軟弱地盤対策になりますが、744 立米。あと、補強盛土工として高強度ジオテキスタイル設置が 3,145 平米。のり面工が植生基材の吹きつけが 1,280 平米、植生マットが 7,830 平米。排水工が全体で側溝工が 1,218 メートルと L 型側溝が 1,192 メートル。舗装が車道部が 5,430 平米、歩道舗装が 3,590 平米。あと、そのほかに、道路附帯施設、デリネーターが 67 本、防護柵が 903 メートル、区画線が 1,540 メートル、照明が車道で 2 基になります。

この工事につきましては、今回の東日本大震災に伴っての道路築造工事になります。起点が根廻字人笥地内の国道 45 号線を起点にしまして、松島町の磯崎の美映の丘という中心住宅地までの区間の道路築造工事になります。今回につきましては、起点部というのがちょうど 45

号線の部分でして、そちらのほうにあります山を切り通しまして、終点側の540メートル区間の盛り土と、あと、最終的な道路の舗装までの完成形に導く工事になります。

初めのページに戻っていただきまして、設計金額が4億3,799万1,840円になっております。

条件付き一般競争入札ということで発注しまして、参加資格条件等につきましては、宮城県内に本店及び支店、営業所を有している者であること、土木一式で総合評定値が800点以上の者であることということで参加を募っております。申し込み者が全部で3者、入札は全者参加していただきまして、1回目の入札で予定価格に対して落札額が3億5,078万4,000円、落札率が80%となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。委員の方から何か質問ありますか。

○委員 よろしいでしょうか。今回、この入札は入札参加業者が3者で落札率が80%と低く抑えられたという感じですがけれども、震災から6年7年たって、今の土木工事業者さんの状況だと、かなり手持ち工事の量は減ってきていて、こういう大きな工事であるとぜひ取りたいと思っている業者さんが複数登場するようになってきたと、そういうことでしょうか。

○建設課 そうですね。手持ちはあると思うのですがけれども、今回はまとまった金額、やはり4億を超える工事ということもありまして、あと、改良から舗装工まで全体というのがあって、あと、工事期間も結構長い期間とれるということもあって、皆さん興味を示してくれたのかなと思っております。やはり何社か入ってくれば競争が生まれてきて80%ぐらいになるのかなという形になったと思っておりますので、もう少したつとまた業者がふえてきて、もっともって競争性がふえてくるのかなとは思っております。ただ町としてはまだまだ工事を出す予定がありますので、今後、こういった1者とかではなくて、もう少し増えてくれればなと思っております。以上でございます。

○委員 全体の傾向としてはどうですか。入札参加業者数がふえてきているような雰囲気を感じますか。

○建設課 若干。

○建設課 全体からしてみると、まだまだ少ない。

○建設課 今回はやはり工事が大きいということで興味を示したのかなというのがあります。

○委員 なるほど。

○委員長 あと、何かございませんか。

○委員 業者さんからの工事の内訳書を聴取、入札業者からとってしまして、今回の資料にも落札した業者さんの内訳書がついてはいますけれども、ちょっと細かいところですが、これも結局工事の内訳書をとる意味というのは、例えば町の設計書では、小さいところですが、交通誘導整備員が延べで650人ですけれども、この業者さんの内訳書では300人になっているのです。

例えばこういうのというのは、入札段階での町の仕様の中で人数とか歩掛とか示していると思うのですが、それがずれてしまったのはなぜかということですね。例えばこれの取り扱い、要するに、業者さんから出してもらった内訳書も、取り扱いというのはどういう目的とするのかなというのをちょっと教えてほしいのですけれども。

○建設課 そちらについてお答えしたいと思います。

交通整理員に関しては、入札時、仕様書の中では松島町では示していない（「ああ、そうですか」の声あり）ので、うちの積算上としてみればこのくらいかかるというものに対して、実際今回の請負業者が出してきたのが300人というのが今の結果になっております。

一応、ほかの工事、町としての対応としてみれば、大きく少ない場合は、そちらのほうは最終的に変更の中で、請負業者さんとも協議していきますけれども、そこは実際に入った日数とかで変更とかしていくというのを。

○委員 何かそういう基準というのはないのですか。何人やらなくちゃいかぬとか。

○建設課 入れる基準、誘導員を何人入れる基準ですか。配置をどこどこにするかというふうに町で考えまして、それで報酬によって日数何日という形で一応入れる基準ではあるのですが、業者さんも結局それで見積もりをとって、自分のところで考えた日数がそのぐらいでということを入れてきているのだと思うのです。ただ県工事さんなんかにもいろいろ聞くと、最終的には入った人数で精算するという形になっておりますので、余りにかけ離れているとなれば、先ほど梁川も言いましたけれども、精算するという形で減額変更とか、これ以上増額はないうと思うのですが、精算を毎回工事のほうではやっているということです。

○委員 すみません。よろしいですか。このあたりの経緯ですけれども、この委員会の中で、こういう工事内訳書を提出していただきたいという要望を出して。

○委員 あっ、そうなのですか。失礼しました。

○委員長 ええ、そうなのです。

○委員 ええ、こういうのを出してもらっているのです。

今、震災があつて、1者入札とか不落随契とかがすごく増えたので余り問題になっていない

のですけれども、この委員会が始まった当初は、どちらかというと工事が少なく業者がすごく多くて、ダンピング入札というか落札率の低い入札がすごく多かったのですね。そのときに、落札率が低くても大丈夫なのかどうかというのがこの委員会の中で問題になりまして、今お話に出てきたような安全管理費とかそういうところを物凄く減らして、一般管理費とかを物凄く減らして工事を受けているとしたら、それはこの工事が本当にできるのか、事後的に考えなきゃいけないのではないかという話になりまして、それでこうやって出してもらったということなのです。

それで、状況が変わったのでここ数年問題になっていなかったのですけれども、今後競争性が高まってくると、やはり昔と同じような低落札、ダンピング入札というのが問題になってくると思うのですね。それでやはりこういうのを出してもらって事後的に検査をして、よくない工事というのが見つかった場合には対策を考えなきゃいけないかなと思うのですね。

宮城県ではそういういろいろな取り組みがあって、失格判断基準を取り入れて、間接費何%以下の場合失格にするとかというふうになっているわけですが、それも基本的には同じ考え方で、やはり間接費とか安全管理費とか労務費とかそういうのを余りに縮減しているような工事費内訳書が出てきた場合、それは安全な工事ができないだろうということで一定の基準を設けたほうがいだろうということだと思うのですけれども、松島町もそういうわけで、将来的にそういう問題が出てきたらこの委員会の中でも検討しなきゃいけないのかなというふうに思っているのですけれども、今のところは、内訳書を出してもらってどこの部分で差が出ているのかというのをチェックするというそういう段階なのかなというふうに思っています。

○委員 県ですと、今言ったように経費率の一定の基準でもって失格とかとやりますけれども、まだ町の場合はそこまでは、内訳書はもらってもそこまではやっていないという、基準とかは特にないのですか。数字で切ったりとかは。

○建設課 そうですね。最低制限価格より上であればという形で。

○委員 数値があるということですね。

○委員 そうですね。

○委員 わかりました。すみません。

○委員長 あと、ほかに何かございませんか。

○委員 すみません。ちょっと気になっていることで、内訳書に書かれている手書きの数字というのは、これは松島町の。

○建設課 はい、チェックの意味で。

- 委員 お金との差みたいなものを何か計算した。
- 建設課 差を見てたところで、うちで入札後に確認のために入れたものです。
- 委員 どこが一番結局ずれがあったのですか。
- 建設課 やはりその交通整理員の考え方というのは、町としてはある一定基準的なものがあるんですけども、実際業者さんによっては現場を、確認はしていると思うんですけども、やはりその部分は大きく差があります。
- そのほかについては、少しあるものとしてはやはり資材的なもの、アスファルトだったり砕石だったりというのは、町のほう、県道も含めてやっている単価に対して、実際の市場単価が若干差が出ている部分というのはあるのかなということです。
- 委員 全部で800万ぐらいの差で、500万近くは安全費ですね。（「そうです」の声あり）うん。だから、安全費の差が一番大きいかなという印象ですね。
- 建設課 それは多分大きいと思います。
- 委員長 だから、工事費の相場といいますか、かなり動きますから、やはりその辺を見て、次のというかそういったのに役立てるという意味で、このような内訳書の分析は継続的に続けていっていただきたいなと思います。
- あと、何かございますか。よろしいですか。

（3） 建 29 工 第 030 号 町道瑞巖寺線外石畳舗装補修工事

では、次に3番に参りましょう。これも建設課ですね。

- 建設課 次に、3番になります。建29工第30号町道瑞巖寺線外石畳舗装補修工事になります。

事業場所が、松島町松島字町内地内。工事の概要につきましては、次ページの事業概要説明調書になります。施工延長が264メートル。石畳舗装補修が80平米。側溝改修工7メートル。アスファルト舗装50平米になります。

こちらの工事につきましては、瑞巖寺の周辺にありまして、既設が石畳の舗装になっていまして、時間の経過と、実際今車が通っているという状況で傷みが激しく、実際の石畳が割れているものとかがたつきが発生しておりますので、その補修と排水不良箇所の側溝改修を行った工事になります。

条件付き一般競争入札で行いまして、申し込み者が1者、入札参加が1者でありました。

実際その入札の結果で、資料の中で後ろから3枚目に入札調書があります。第2回入札案、

町の規程上、通常2回になりますが、第2回入札の時点で、予定価格が税抜きで1,101万8,000円に対して1,140万円ということで、下のほうの記事にもありますけれども、第2回入札会にて落札者が決定せず、最低入札者との予定価格の差が10%以内だったことから、今回見積入札を求めております。その際の見積額が予定価格に達したことから、不落随契により随意契約の予定者に決定したものであります。

結果といたしまして、落札率が97%ということで〇〇〇〇に決まったものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長 これのピックアップ理由、高落札率、それから1者入札になったということだったのですけれども、不落随契になってしまったので、結果的に高落札率になったということですかね。

○建設課 あと、高落札率に対しては、確かに1者随契もあるのですが、この工事が石畳、今既存のものをやり直す、新しく石のがたつきをなくすということで、今までも何度か補修とかをやってきたのですが、今回特殊な舗装で石の下のほうを特殊な樹脂のモルタルで固めるということで、通常の工事よりはちょっと特殊な部類になります。どうしてもやれる業者が少ないという部分。

あと、実際やる業者さんということですが、どちらかという舗装工事業の方がメインになってくるのですが、今、松島町で大手舗装屋さんも含めて12社ほど指名停止期間中で、どうしても参加者というのが限られてくるという傾向にありまして、今回どうしても1者、尚且つそういった特殊ということで高額に至ったのかなと思います。

○委員長 指名停止業者さん、先ほど差しかえ版でリストをいただいたのですけれども、この中に今の土木工事に関するところが。今回の指名競争入札停止の業者さんは何の事件をきっかけに。

○建設課 震災時のネクスコさんの舗装工事。

○建設課 談合ですね。

○建設課 談合のほうで、大手12者ぐらい今指名停止になっていると。

○委員 高速道路の舗装に関して、震災復旧工事で大手の舗装会社が談合したのですね。それで終わってなくて、今度はまた成田空港とかいろんな工事でまた大手の舗装会社が談合してなっていますので、まだまだ指名停止になるのですよね。

○建設課 その当時に2年間かけましたので、今年の3月で指名停止が切れる予定です。

- 委員 またなるのじゃないですかね。また公正取引委員会が。
- 建設課 今のところはまだそれというのが町に来てないので（「まだ来てない。そうですか」の声あり）はい。です。
- 委員長 あとは、今度リニアでしょう。
- 委員 そうですね。
- 委員長 リニア工事で大手のスーパーゼネコンがね、ちょっと問題になって。
- 委員 考え方としては、だから、特殊な工事だけれども、受けてくれる会社さんがいてまだ良かったというふうにも言えるわけですね。
- 建設課 そうなります。
- 委員 微妙なところですけどもね。
- すみません。制度的なことですけども、2回入札をして両方不落になって、それで見積入札にするというときに、その2回目の入札金額でまだちょっと予定価格より高いわけですね。そういうときというのは、見積もりをお願いする業者さんに対して何か情報提供そういうのはあるのですか。
- 建設課 金額的な提供ですか。最低価格が幾らとか。
- 委員 いや。
- 事務局 入札で2回目の入札が終わった後、その価格が予定価格の10%を超えていなければ、「予定価格に達しておりませんが、差が僅かでありますので」という文言を必ず使うようにしております。（「なるほどね」の声あり）「何%です」というお話はせずに、「僅かではありますが、お見積もりをお願いできますか」ということで協議をまずしてもらって、「そのようにします」という回答を得てから見積書の提出をいただくような手順になっております。
- 委員 そうすると、業者さんとしては何%か下げた金額で見積もりを出せば受けられるというのはわかるわけですね。（「そうですね」の声あり）ただ、それで自分がやはり赤字になるとかというふうに思うと、それでも受けてくれない。
- 建設課 そうです。そこの時点でもう、2回目終わった時点で「どうですか」と言ったときに「辞退します」となることもあり得るといことになります。
- 委員 そうなったらどうするのですか。
- 建設課 もう一度再入札、設計書等々、見積書を提出してもらいますので、その中身とかを確認しながら、もう少し設計上組み直しとかやってみまして、それでもう一回再設計をして入札かけるという形になります。

○委員長 でも、それも向こうと合わない理由がどの辺にあるかですよね。（「そうです」の声あり）それで、あとは町が求める品質がそれできなければ発注してもしようがないわけですから。

○委員 すみません。この業者さんからの見積書の金額とこの入札結果というのは、これは消費税は関係ないのかな、違うと思うのですけれども。

○建設課 提出されている内訳書というのはあくまでも1回目なので、2回目以降の内訳書というのはもらって。

○委員 いや、1回目の入札が11700というところ。違うな。これは消費税の関係か。これは消費税は含まずだな。

○建設課 実際多分、この時点、初めはこの価格で入れるということも考えていたところなのですけれども、実際その場で札入れする段階でさらに100万落としては来たのかなと。

○委員 その入札者の判断でやったということですね。わかりました。そういうこともあるということですね。

○建設課 こういうこともあります。

○委員 すみません。従来の自然石、石畳と石畳の間、目地ですけれども、何を塗っていた感じなのですか。

○建設課 もともとは、あそこの石畳の下というのはコンクリート舗装を10センチ打ちまして、その上から練りのモルタルで調整しまして8センチの石畳を張っております。目地の部分は、当初はシリコン材で水が中に入らないような形の目地を入れたと。ゴムというか弾力性があるシリコン材を入れて、本当の目地の上っ面だけですけれども、石畳と石畳の間は同じくから練りのモルタルという形なのですけれども。

やはり年数がたつのと、あと、地震で少し揺すられたというのもあったのと、それで目地のシリコン材のところが剥がれてきたという形になって、そこから水が入っていきます。水が入りますと、モルタルがから練りですから固まっていないのです。固まっていない状態のモルタルのところですから、もう砂の状態になっているところに水が入って、石の下のモルタル部分が溶け出して流出してしまいガタガタ言って、だんだんそれがひどくなってきたという形となっております。

今回は、そのモルタル部分を全部がちっと固めてしまって石を張るという工法なので、それはもう起きないだろうという形で考えております。

○委員 ちょっと心配だったのが、このQT材というのはどういう材料なのですか。

- 建設課 から練りのモルタルじゃなくても樹脂系なので、打った段階でもうガチッと固まるような形になります。
- 建設課 硬化時間が2液でまぜて二、三時間で硬化するので、あと、弾力性もあるということで、いろいろ実績とかを調べていくと結構観光地、広島のパ和記念公園とか大型バスが入るようなところでも使っているということで、昨年ちょっと小さいところで試験的にもやってみたのですが、やはりがたつきとかも特に出ないのかなというのがありますので。
- 委員 弾力性はあるのですね。
- 建設課 はい。今度正式に工事をすることで発注したので。
- 建設課 その石畳を舗装整備した当時というのはそれが余り普及してなくて、その当時もいろいろ吟味したのですけれども、やはりそのモルタルを敷く方法しかなかったということになっております。
- 委員 そうなんですよね。ここにモルタルを、間にごっちりとしたのをに入れてしまうと、逆に夏場とか熱で膨張したときにすごくガタガタすることがありますので、逆にこういう弾力性のあるものというのがわかっているのであればいいのかなと思って、ちょっと今伺っていました。
- 委員長 松島町でほかにも石畳の場所というのは数カ所あるのですか。
- 建設課 この瑞巖寺周辺と、あと、あれは国道45号の観光協会があるクランクになっている部分、そのところに駐車場がありますけれども、駐車場の裏側とかその部分も石畳の舗装はやっております。
- 委員長 では、今回の出来不出来によって、あれですか。
- 建設課 その部分は震災以降整備した箇所ですけれども、下のコンクリート舗装もちょっと悪さしているのかなというのがありまして、その部分はコンクリート舗装をなくしております。路盤の上に直接石畳を引いてみましましたので、そっちは今のところ余りがたつきがないという状況です。
- 委員長 わかりました。あと、何かございますか。よろしいですか。

(4) 建29工第035号 町道瑞巖寺線避難道路整備工事

では、次に4番目、これも建設課で、同じですね。抽出理由、高落札率、98%。1者入札になった経緯と、この辺を中心にご説明をお願いします。

- 建設課 建29工第035号町道瑞巖寺線避難道路整備工事であります。

施工場所につきましては、宮城郡松島町松島字町内地内となっております、工期は平成29年10月4日から平成30年3月30日までとなっております。

こちらの次ページのほうをお開きいただきたいのですが、事業概要でありますけれども、瑞巖寺の境内地の中の避難道路整備となっております。一番最後のページ、すみません、設計書の裏側の部分に位置図がありますけれども、瑞巖寺参道のほうは石畳舗装で瑞巖寺さんで全部参道を直しております。それとクロスするような形で松島海岸地区のさっき言った石畳舗装をやったところと、蓮池という池がありますが、蓮池側のほうの道路を結ぶ横に延びる道路となっております、約100メートルほど工事を行うものであります。

この箇所を、やはり国宝瑞巖寺の中ということもありまして、普通の舗装ではちょっと景観的に思わしくないということで、石畳ではないのですが、石畳ふうの舗装を行い、避難道路整備をするという形になっております。ですので、工種としましては舗装工がメインとなっております。その舗装も、この概要の中にありますけれども、半たわみ性舗装というのを使っております、446平米と。単価的には、普通の舗装よりも計算しましたら約9倍ほどの平米当たりの単価があるという形になります。

最初の部分に戻っていただきまして、指名業者数は10者、入札参加者は1者でございました。

指名の理由といたしましては、今回の工事ですけれども、平成29年9月7日に条件付き一般競争入札で公告をいたしました、入札参加申請者がありませんでした。東日本大震災復興事業であること、また、瑞巖寺の落慶法要というのが平成30年6月24日に予定されておりましたので、そこまでに工事を間に合わせなければならないということで、早期工事の完成を必要とすることがありまして、2回目となりましたけれども、指名競争入札でやらせてもらっております。

指名の選定業者につきましては、平成29年8月31日現在で、経営事項審査結果通知書の舗装工事の総合評価値が800点以上であり、尚且つ松島町の工事を過去5年間で実績がある業者の中から、施工能力があるだろうと思われる10者を選定しております。

設計金額につきましては2,078万3,520円、落札額につきましては2,052万円となっております。落札率は98%となりました。

落札業者につきましては、〇〇〇〇となっております。

以上でございます。

○委員長 何か質問等ございますか。

○委員 指名業者数10者ということの位置づけですけれども、経審が800点以上で町内で施工実績があつて施工能力を有する会社というのが10者あつたので、10者全部指名したというそういう感じですか。

○建設課 そうですね。ほとんどもう10者という形になっております。

○委員 多分町の規則では、なるべく5者以上みたいな書き方をしているわけですがけれども、私個人的な考え方では、できる限り競争性を確保したほうがいいと思いますので。

○建設課 そうですね。業者数は多いということで、金額的にも2,000万という形でありましたので、10者まで伸ばしました。

○委員 今後ともそういう取り扱いでお願いしたいと思います。

○委員 何でみんなこんなに辞退したのかな。

○建設課 先ほども申しましたけれども、舗装が普通のアスファルト舗装ではなくて、こちら半たわみ舗装というのですけれども、開粒性のアスファルト、ゼロ分がないというのですか、普通アスファルトですと、粒径がこまいのから13ミリとか20ミリぐらいまで入りましてアスファルト舗装をするのですけれども、その均一性の骨材使ひまして、中を少し空洞化させるという形になっております。その空洞化している部分にセメントミルクを流しまして、最後にアスファルトのカッター目地を入れるという、目地を入れて石畳ふうに見せる舗装なのです。その技術がなかなかないのかなというのがありまして、それで辞退という形になったのだと思っております。

○委員 要するに、技術的に難しい工事だからあまりできる業者さんがいない。

○建設課 業者さんがいなかったのかなと。町としてはやれるだろうと、実際的に大手の、先程も申しましたけれども、今指名停止になっている大手の舗装業者さんがありますが、そちらの方であれば大体施工できるのかなと思っております。

今回、業者さんもいなくて、その大手業者さんも協力会社というのがあるのですけれども、実際的には協力会社さんができれば、その協力会社さんを下請に使っていただいていたきたいなということもありまして、今回業者さんを選定したのですけれども、それでもちょっとつながりがないとか技術的にやはり難しいとかというのがあつて、あと、期間的なものも3月まで決めなければならないというのもありまして、辞退したのかなと思っておりました。

○委員 業者さんから来るこの辞退の理由みたいなのは、特にそこまでは細かく書いてない。

○建設課 細かくは書いてないのです。やはり代理人というか監理者不足とか施工能力的にないとか、ないというか、施工の能力ではなくて何ていうのでしょうか、人が確保できないとか、作

業員が確保できないとかそういった形で辞退とかですね。

○委員 今回のその石畳ふうに見えるというふうな舗装を選んだ理由といたしますか、ほかにもっと、例えば安いとかもっと耐久性があるとか（「はい、検討しております」の声あり）検討した中でのこれを選んだ理由というのが何かちょっと。

○建設課 まず、石畳は、そこまではやらないというか、今現在はアスファルト舗装なのです、その既設の部分は。アスファルト舗装を剥ぎまして、もう一回アスファルト舗装をするという形なのですが、石畳舗装は懲りていますので、これからは石畳舗装はちょっとやりたくないなと思っています。

○委員 維持費がかかるということですかね。

○建設課 維持費ですね。あと、がたつきがかなり後々で出てくるというのがありまして、それでアスファルト舗装かコンクリート舗装かという形で考えたのですが、あと、アスファルトに型押しというのがありまして、鋼製の網を引きまして、そこからもう一回再転圧をして、型をつけて石畳風の目地を入れるという方法もあります。もう一つが、この半たわみ舗装というのがあるのですが、やはり一番景観的によく見えるのが半たわみ舗装です。そして松島でも実績があります。福浦橋から松島の漁協のカキ処理場のほうに向かう海岸線のあの通りが半たわみ舗装をやっておりまして、いいものだなと、石畳に見えるなということで、今回それを採用したという形です。

アスファルト舗装の、今計算しますと約9倍ほどかかると。あと、型押し舗装もありますけれども、型押し舗装だと6、7倍、そのぐらいですので、金額的にも型押し舗装と余り変わりはないのですが、ちょっと高いのですが、国宝の中だということで半たわみ舗装を選んだという形になっております。

○委員 前の3番目の石畳の工事と時期的にもあと場所的にもすぐ隣接していると思うのですが、そもそも一般競争入札でこの2つを一緒にやるという考えはなかったのですか。

○建設課 片や町の単独事業で。

○委員 あっ、事業が違うんだ。

○建設課 はい。復興交付金、国補助金の事業ですので、一緒には難しいかなと。

○委員 はい、わかりました。

○委員長 指名停止業者さんが多くて、まだやれるというのがあったから良かったのですが、これがもし1者もなくなったらどうなるのでしょうかねなんて思いますけれどもね。

○委員 東京都とかだと、その指名停止になっている業者が多くて不落随契が続いた場合には、

その場合に限って不落随契として指名停止中の業者とも随意契約を結ぶことができるというそういう規則を定めていますね。

○委員長 ですから、私は、金額だと思うのですよ、そのところで。ですから、小さい工事まで何が何でも全部だめという、そういう特殊な条件が整った場合にはそうせざるを得ないのではないかなど。あくまでも競争社会といえますか、競争入札が有効に働くのはそこに参加する人数が多いということが前提ですからね、なのです。だったら、どっちを重視するかで、でしたらば、もっと範囲を広げる、あるいは国内業者に限らず海外からも持ってきてもいいというところまでやらないと、その競争性は確保されないはずなので。特に今回のリニアなんかは絶対にそういうところがあると思うのですよね。ですから、その辺も、入札に解決策はないと言われているのですけれども、あとは、ですから工夫をしていくしかないだろうなとは思いますが、ここは1者出たので、やれる業者が残っていて良かったかなと思います。

あとは何かございますか。

○委員 すみません。全然関係ない話かもしれないのですけれども、すみません、この指名停止の業者についてですけれども、何でしょう、何度も繰り返している業者というのはあるのですか。喪が明けたころにまた同じようにやるような感じで、常習犯みたいな、そういったものに対する松島町としての対応みたいなのがあるのか。それとも、いや、ちゃんと喪が明けたらもうそれは。

○事務局 そうですね。指名停止に関しては、指名停止期間が終われば一般の業者さんと同じ。ただ宮城県の例でいえば、指名停止までいかない警告を何回も受けたら指名停止になるというところはございますけれども、基本的には刑罰なんかと同じで、指名停止さえ終わればクリアになるということで考えております。

○委員 終わればもう忘れるよということで、はい。

あと、もう一つだけ、すみません。これで1回戻られるのですかね。（「はい」の声あり）

それで、1件目のことでちょっとだけお伺いしたかったのですけれども、よろしいですか。

○委員長 はい、どうぞ。

○委員 先ほど、結局、景観というかホテルから見えるよということでフェンスを建てたということだったのですけれども、それであのお金がかかるのであれば、逆にホテル側の敷地の中にですか、例えば樹木を植えるとか何かそういうふうなことでの対応ということは可能ではないのですか。

○建設課 ホテル側も山の傾斜地に立っておりまして、高さ的にも、逆にそちらをやらうとする

と高額になってしまうので。

○委員 ああ、そうだったのですか。では、一応そういうふうな考えはあったという。

○建設課 ちょっと考えてはみたのですけれども、やはり一番その中で価格的に一番安いものということで考えたのが今回のものになります。

○委員 一番安いのがそこしかなかったということですね。わかりました。であれば、もうしよがないというか。

○委員長 景観云々というて、日本三景のあれですからね。業者さんもそれを前提にした上でそこに建てているとすれば、やはりある程度自己負担でやらなきゃいけない部分も出てくるのではないかなというふうに一般論としては思いますけれどもね。わかりました。

あと、よろしいですか。では、建設課ありがとうございました。

(5) 総 29 工第 017 号 品井沼第二支館トイレ改修工事

では、工事の最後、5番目。こちらは総務課担当の工事で、工事金額は小さいですけれども、100%という高落札率だったということで、主として高落札の理由等について説明をお願いいたします。

○総務課 まず、事業名ですが、総 29 工第 017 号品井沼第二支館トイレ改修工事です。

今回は指名競争入札により契約をしております、規模が小さいということがありまして、一般競争入札に付するまでもないという判断をさせていただき、町の指名競争入札参加登録資格者のうち、主たる登録業種が水道施設で松島町内に本店を置き、松島町の同種工事で指名実績がある6者を指名したところです。1者指名辞退がありまして、5者での入札ということになりました。

100%になった理由でございますが、お手元に本工事内訳書があると思うのですが、工種で1つ、種別で1つ、細別でも11細別しかないというシンプルな工事でございますので、100%で落札したのかなと。そんなに難しい材料を使っているとか特殊な工事だとかそんなことではないので、これになったのかなというように私どもでは考えております。以上です。

○委員長 何かご質問等ございませんか。

○委員 これはやはりあれですか。松島町内に本店を置く業者のみを指名したというのは、少額の工事だからというそういうことですか。

○総務課 そのとおりです。

○委員 大体幾らぐらいになると町外の業者も考えることになりますか。

- 総務課 ご存じのように、財務規則の100条の2で随契可能範囲というのが決められておりまして、これが工事だと130万円。これを超えれば町外の方も考え、一般競争入札も考えというようなこととなりますが、小規模事業で町外の方に参入していただくのは、特殊な工事であればまた別でしょうが、こういった本当にシンプルなものについては町内業者にやっていただくのが私どもとしては正しい選択ではないかということで、このような形にしております。
- 委員長 あと、何か質問ございませんか。
- 委員 ちなみに、これはまだくみ取り式の場所なんですね。
- 総務課 そうです。市街化調整区域で下水道の計画エリアから完全に離れております。将来計画としてもありません。
- 委員 ないところなんですか。
- 委員長 この写真は改修後の状況の写真ですかね、現場状況写真というのは。
- 総務課 そうですね。前のもあります。現場状況写真というのは前のやつです。
- 委員長 これは和式のトイレのようですけども、洋式にしたの。
- 総務課 これは洋式にしています。
- 委員長 洋式で、ウォシュレット付。
- 総務課 はい、ついています。
- 委員 ああ、ついているのですか。
- 総務課 ついています。
- 委員 てっきりこれになったのかと思って質問したのですけれども。
- 総務課 和式から洋式ということで、議会のほうからも指摘がございましたので。
- 委員長 もうやはりトイレとかは、改修をやる場合には大体洋式にして、できれば簡単なウォシュレットというふうな感じですか、今は。
- 総務課 そうです。うちの町は、下水道の供用開始以降は公共施設についてトイレを再設置する、改修するというときは、もうほとんどウォシュレット対応です。県庁がそのスタイルをとっていないので、県庁の職員からは「何でウォシュレットなんですか」とよく言われるのですが、ずっとこれでやってきていますので、これからは多分そうだと思います。
- 委員長 私も個人的にはそう思います。あと、何かございますか。よろしいですか。ということなら、100%というのはもう工事内容がシンプルで動きようがない、金額がですね、という工事だったからということだと思います。あとは、町内に指名した理由も少額でということなので、このように主張されているものであるということですね。はい。では、結構だと思います。

す。ありがとうございました。

少し休憩とりますかね。

○事務局 45分からスタートでよろしいですか。

○委員長 はい。

(休憩)

(6) 管 29 委第 016 号 松島町道路維持管理その 1 業務委託

※その 2・3 も併せて説明

○事務局 それでは、再開いたします。委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長 後半は業務委託ということで、こちらも 5 件で、審議案件抽出理由書にリストございますけれども、これも抽出理由については高落札、それから低落札、1 者随契、変更契約というものについてピックアップいたしまして、内容確認のほうに説明をしていただきたいというものでございます。

まず第 1 番目が、松島町道路維持管理その他業務委託でございます。こちらは高落札率のため内容を確認したいということになっております。では、第 1 番目のほうからご説明お願ひいたします。

○建設課 では、よろしくお願ひします。管理班酒井です。

事業概要につきましては、事業名が管 29 委第 16 号松島町道路維持管理その 1 業務委託となっております。事業箇所につきましては、町内一円です。期間については 1 年度間の業務となっております。

2 の資格要件につきましては、今回指名業者数が 13 者です。そのうち 5 者が辞退として、入札参加者数は 8 者となっております。指名の理由は、道路の維持管理を行う業務になりますので、迅速に対応できる町内で土木一式の資格がある業者を指名しております。

4 の金額についてです。設計金額、予定価格につきましては税抜きで 462 万 9,000 円となっております。落札価格については 450 万となっております。

契約の相手方につきましては、〇〇〇〇で契約しております。

内容については以上になります。

- 委員長 高落札となった理由、97%ですが、こちらのほうではいかがでしょうか。
- 建設課 高落になった理由につきましては、資料の次のページに設計書を添付しています。設計書の内容について、1番の工事概要になりますが、側溝工としまして補修工だったり、舗装の補修工だったり不陸整正工というように数量を載せて発注しています。その条件の中で、このページの裏をごらんください。裏のほうに、各条件、システムに入力できる条件が入っています。
- 例えば、工種区分が道路維持工事という工種を選定すると各経費の係数が算出できるような項目だったり、単価適用年というのが載っていますけれども、平成29年3月というふうに記載することでその当時の労務単価だったり資材単価等がシステム上入力されることになるので、高落札になった理由としては、適切に業者が見積もりを算出した結果、予定価格付近の見積金額を算出して入札したというふうに考えております。
- 委員長 わかりました。何か委員の皆様、ご質問等。
- 委員 この業務委託その1からその3まで今回資料を出していただいているのですが、入札調書の入札結果の数字を見ると、業者間で調整が行われているのではないかとこの疑いを感じてしまうのですが、過去に遡って、数年間に遡って、こういう道路補修の業務委託に関して、業者間でローテーションとかを組んで仕事を回しているかどうかというのを一度確認されたほうがいいんじゃないかと思うのですが、そういうことはされたことはありますか。
- 建設課 ほぼ通年的に請け負っている業者さんは、今回入札されて札入っている業者さんだけなのです。もう5年、10年か、震災後はほぼこの業者さんが請け負っているのです。逆に、担当課としては、どちらかといえば、結局やるという意欲のある業者さんが札入れるというふうに感じているのですけれども。
- 委員 なるほど。何かあれですね、チャンピオンだけ安い価格を入れて、あとは大体同じ価格を入れているという印象なのですか。3回の入札でね。
- 建設課 はい。そうですね。そこの数字を見ていただくと、予定価格より下になっているのは1者なのです。そうすると、他の業者さんは逆に受けたくないという感じもするのかなというふうにはちょっと感じている部分は確かにありますので、逆にいうと、競争の原理が働くと、もっと予定価格の下の中で何者かが競争して最低落札者というのが決まると思うのですが、今回の数字を見ている限りでは予定価格よりも上に数字が動いているので、辞退の数も多いですし、なかなか請け負いたくないというふうに感じている業者かなというふうには思っております。

- 委員 結局、その現場対応を迅速に行う必要性という問題をどのぐらい重く考えるかということだと思うのですが、その現場対応を迅速に行う必要があるため入札参加登録資格者のうち土木一式工事で町内に本店または支店のある業者を選定するという立場を維持すると、ずっとこの13者が続いていって入札するということになりますよね。（「そうですね」の声あり）何かもう少し、問題が発生しない範囲内で指名業者の数をふやせる可能性はないのかなという気がするのですが、それはかなり難しいのですか。
- 建設課 そうですね。数的な部分で、事務審査委員会の中とかの意見からすると、辞退もあるので、逆に少なくというのもあるのですよね。金額的には大体500万ぐらいの金額になっていきますので、やはり想定とすれば10者以上の参加業者の中で入札をしていただくというのが理想的な形と思っていますので、その中で単に増やしていくという、町外の業者さんも入れるということを現実的にしていくと、その迅速な対応、例を挙げて言えば、交通事故などが町道で起きて、仮設の設備を入れたりするのにやはり町内の業者さんだとその日のうちに対応されるのですが、町外の業者さんだったりとかするとその準備するのに時間がかかったりというのもあるので、その辺はやはり建設課としては重く考えて、町内の業者さんである程度対応したいという考えがあります。
- 委員 迅速対応というのを重視するとこうなるのもやむを得ないのかもしれないのですが、ちょっと違和感はありますけれども、分かりました。
- 委員 基本的に、こういう維持管理のやつは365日待機しなくちゃいけないとか、そういう感じだと思うので、結構業者にしてみれば余り受けたくないというのは変ですけども、極端ですけども、ただ地元の町のあれなのでというような気持ちで恐らく引き受けているのかなというふうな気はするのですが、
- 建設課 そういうやはり自分たちの町のそういう業務だからという考えはあると思います。
- 委員 できればそんなにね、儲けというか、結構負担が大きくてというような感じが何となくするので、他の業務もそうなのでしょうけれども、特にこの維持管理をやるというのは結構負担という気がするのですが、それがこの入札の結果に何となく表われているような気がするんですけどもね。
- 委員 さっきの説明だと、大体設計価格、予定価格が予想できるからそれに近い金額になったのではないかという説明がありましたけれども、だとしたら、他の業者にとってもそうだったはずなのだけどもね。とった1者だけがそれに近い数字を入れて、ほかの業者は結構とる気がないような金額を、逆にいえば入れてきたということですよ。だから、あらかじめ今回

は、さっきおっしゃるように、今回はこの工事はうちがとるみたいな何かそういうものがあるのではないかということが推測されるのではないかということに関してはどうでしょうか。

○建設課 やはり金額的には、その1業務が一番最初に入札をして一番低い価格で、2と3が同じ価格で札入っているのですよね。そこが予定価格付近の金額で入っていますので、逆にやはり今の積算のシステムの制度というのは、金額的にさっきも話をしましたけれども、設定さえきちんとすればほぼこちら側で算出している金額に近い数字というのは各業者さんが見積もりできる状態になっているのかなと感じています。

なので、数字的にやはり最初は札としては下げて入れてはいるのだけれども、次に結局考えている方たちは、やはり自分たちが思っている数字の中で落札できる金額付近の見積額というのを札の中に記載しているように考えてはいるのですけれども、単に競争性がという話なのか、その町内の仕事だからというのものもあるかとは思いますが、結果としては数字的にはそういうふうな予定価格付近の数字で入っているということになりますね。

○委員 これ、役場さんのほうでどうこうしろということではないのですけれども、例えば同じ業界の人たちで協業組合みたいなものがあって、そこに頼めばその協業組合の中でやれるところが対応するとかね、そういうようなものだったらもっとスムーズにできるような気もするのですけれども、もしそういうのがあればの話ですけれどもね。

○建設課 近隣の市町村、利府町さんとかが除雪の業務とかではそういう仕組みを使っています。ただちょっとうちの町とすれば、どちらかというとその協業組合なり組合みたいなのは、うちのほうだと災害防止協議会という組織があるのですけれども、今度はそこに1者で出す理由も説明として出てきますので、今の手続の中では、やはりきちんと会社の登録のあるところでまず入札を実施して、その後の考え方、もしそれが見つからないとかあればそういう部分だったり、災害のときには災害防止協議会に（「災害のやつはあるんですね」の声あり）直接出したりもしています。

○委員長 今、梶塚さんがおっしゃったことと全く同じで、実は仙台市のほうで除雪、それから道路補修、やはりこれについて個別にやっているとなかなか契約が仙台市もとれないということで、事業協同組合を組んで60何者、実際そこ全部回るかどうかは別ですけれども、そういうのを設立して、去年の3月かな、それでやっこの下期から少し、ただ工事实績全然とっていないので500万ぐらいのしかとれないのですけれども、ゆくゆくはそれをもってこの道路補修について、あと除雪について、やはりそこはその協同組合の中でできるだけ適切に回すというそういうものを立ち上げたようです。

ですから、これも要は委託、役務提供で一応予定としてはこれだけの工事補修が出るけれども、実際にはそれ以下の場合もあればそれ以上の場合もあるのでしょうかね、これは1年、契約期間が（「1年です」の声あり）1年間ですよ、はい。ですよ。大体、その辺の、ですから、実際に工事がどの程度、当初予定した工事が行われたのかどうかというチェックはされているのでしょうか。

○建設課 内容的には、全て内容は変更されます。結局、算出するために必要な設計書がこちらで、実際は、さっきも説明したような交通事故があったりとかするとガードレールの仮設だったり、倒木があったりとかすると木を撤去したりとかというように、実施された業務の内容で算出し直したもので変更契約しております。

○委員 だから、結果的には大きく損をするということは起こらないわけですよ。

○建設課 損というか、得もしないし、定価でやるという考え方が一番内容としてはいいと思います。

○委員長 いや、ですから、これは業者さんからすると余り実は結構受けたくないというか、いつ来るか分からないからというね。だから、やはりその中で事業協同組合を率先して、その中で調整をしてもらったほうがスムーズには行くんでしょうね。

○建設課 そうですね。

○委員 そこら辺に関しては僕は難しいと、そこは慎重に考える必要があるのではないかとこのうふうに思います。亘理町の官製談合事件では、災害防止協定があって、そこでの協議会が官製談合の場になっていましたから、そういう協業組合とかそういうものをつくったときに、悪用される可能性というのも同時にあるので、なかなか慎重に考えなきゃいけないと思います。

○委員長 ごみ処理だってでしょ。もうみんな組合組んでしまっ、今までは何者かあったのにそれを一緒にやって回しているという、だから、僕はそこはもうあとは金額の問題、価格の問題だと思うんですよ。金額のほうはどうであったかというのをどこで見るかという、もう決算書を見るしかないですよ、実はね。そこまで立ち入ってやらないとその金額の妥当性というのがなかなかよく分からない。難しいことで、結論、これやればいいというのはないのだけれども、確かにこの3つのケースを見ると何かうまい具合にね、結果的にとなると、どうしても疑いが、何かやっているのじゃないの、談合と言ったらあれですけども、何かやっているのじゃないかなという疑いはやはり出てきますね。

あと、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

(7) 建 29 委第 135 号 町道高城・松島線ほか道路整備事業詳細設計業務委託

次、2 番目も建設課さんですね。これは低落札と変更契約があったということで、その辺の理由、お願いします。

○建設課 事業名が建 29 委第 135 号町道高城・松島線ほか道路整備事業詳細設計業務委託になります。

施工場所につきましては、宮城郡松島町松島字町内ほか地内となっております、事業期間が平成 29 年 7 月 4 日から平成 29 年 10 月 31 日までとなっております。

こちらにつきましては、避難道路に係る宅地の補償物件ですね。本来であれば補償費を支払いをして補償として扱う物件なのですけれども、地権者との話し合いの結果、町の補償工事を行うということになっておりまして、その補償工事の分の設計を実施しているものであります。

図面の位置図をお開きください。松島海岸地区で 1 カ所、あと、磯崎地区で、これはちょっと見づらいですけれども、2 カ所について、3 カ所の宅地の擁壁工の撤去をしてまた擁壁をつくり直すという工種の設計を発注しております。

1 ページ目に戻っていただきまして、こちらにつきましては条件付き一般競争入札を実施しておりますけれども、入札参加業者につきましては 23 者、入札参加者数につきましては 22 者となっております。入札の参加の条件といたしましては、宮城県内に本店または支店もしくは営業所を有している者であることとしておりまして、県内全域となっております。

予定価格が 464 万 1,840 円でしたが、落札価格につきましては 232 万 920 円となりまして、50%でありました。

低落札の理由といたしましては、業者数が多かったということもありまして、こちら入札の内訳のほうをご覧になっていただきたいのですが、23 者応募はありましたけれども、1 者辞退で 22 者となっておりますが、22 者中 13 者が失格となっております。これは最低制限価格を割ったという形で失格です。3 者が同価格で最低制限価格のぴったりという形で入りまして、その中で抽選で 1 者に決まったという、〇〇〇〇に決まったという形になっておりまして、これはもう明らかに本当の競争が働いたという、凄まじい競争だったのかなと思っております、それで低価格になったものと思っております。

あと、こちら、次ページになりますけれども、設計変更の部分になりますが、第 1 回目の変更契約で 277 万 9,920 円という形で 45 万 9,000 円、19.77%の増工を行っております。こちらにつきましては、地形の測量工を追加したという形になっておりまして、こちらは 4,000 平米ほど測量を追加しております。設計書の中身で言いますと、変更設計書

の2ページ目になりますか、内訳書がありますけれども、内訳書の中段付近、現地測量という形で、設計額で36万2,640円の増工となっております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。何か質問ございますか。

○委員 測量業務は大変厳しい状況にあるので、こういう50%のところになってしまったというのは分かるのですが、現地測量、当初の設計では入ってなかったのが変更で入ったというのはどういう事情によってですか。

○建設課 当初設計は、簡所的にはさっきの大きく2カ所となっておりますけれども、先ほど工事のほうで説明いたしました瑞巖寺の中の舗装工事ありまして、あそこを急遽現地測量しなければならないということがありまして、その部分の現地測量を併せて発注しております。工期的にかなり厳しいというのがありまして、その辺はこちらのほうで増工させていただきながら設計をやったという感じになっております。

○委員 この場合、その落札率50%で現地測量を追加したわけですが、その現地測量の見積額の50%が変更金額ということですか。

○建設課 なります。

○委員 業者さんにとしてみると、受けた後でその50%の工事が追加されて損しているような気がすると思うのですが、そういう不満というのは出てこなかったのですか。

○建設課 その辺は話し合いさせていただきながら、やらせてもらったので、不満は出てこなかったです。

○委員 多分、最初にそれが入っていたとしても、やはり競争が激しいので50%に落ち着いたとは思いますが。

○委員 設計書を見ますと、設計業務の1と2と2つに分かれていますけれども、これは場所が2カ所だということで分けたのでしょうかけれども、それでも一般管理費も分けているのですよね、両方にそれぞれ。

○建設課 分けております。

○委員 これは一般管理費は一緒になるかなと思ったのですが、違うのですか。

○建設課 これ一般管理費は設計書と案分掛っておりますけれども、トータルの設計書に対しては一般管理費案分掛けておりますので、率としては合わせた分の率で入っているという形です。

○委員 そうですか。そうか。

○委員長 これだけ失格になってね。設計屋さんは大変だという状況ですね。

あと、何かございますか。設計業務については相変わらずといたしますか、業者さんにとって厳しいあれが続いているということですね。では、結構です。ありがとうございます。

(8) こ 29 委第 025 号 松島町立保育所給食栄養管理業務委託

では、3番目、これは町民福祉課さんの給食栄養管理業務委託。すみません。ピックアップの理由が高落札率100%だということで、その内容、理由についてご説明お願いいたします。

○町民福祉課 最初に概要説明からよろしいですか。（「はい」の声あり）

保育所における給食栄養管理業務です。主に専任の管理栄養士1名が献立表の作成、それから入所児童に対しての巡回指導、それからアレルギー児童等への面談対応、食育指導計画の作成、給食業務に関する研修等を行っている業務でございます。

○委員長 100%の高落札率となった理由についてご説明をお願いします。

○町民福祉課 こちらのほうで分析した結果なのですけれども、まず、積算時に参考見積もりとして業者さん3者から見積もりをとりまして、その総額の間金額で積算及び設計を組みました。一番低いところが、今回登録業者10者全者指名したのですけれども、辞退ということになりまして、結果、中間額で採用した業者さんがイコールとなって、応札に応じて落札率100%になったという分析をしておりました。

○委員長 ということですが、委員の皆様、ご質問等。

○委員 これは1年契約ですけれども、昨年までの実績としては、この企業組合労協センター事業団さんがずっととってきたという感じですか。

○町民福祉課 2年の債務で2年契約になっておりまして、前回も同じ業者さんではありました。なので、その業者さん含めて3者ほど見積もりをとったということになっております。

○委員 過去には特に問題は発生していない。

○町民福祉課 そうですね。高止まりというか、97%とか98%とかではあったのですけれども、100%というのが今回初めてだった。

○委員 そうですね。入札結果を見ると非常に価格差が激しくて、逆に順位1番の〇〇〇〇が落札しちゃったら、これは本当に仕事ちゃんとやってくれるのかどうか、逆に心配しちゃうような金額ですね。

○町民福祉課 そうですね。結果としては1者失格ということもあって、同じような金額であれ

ば、こちらもある程度競争かなと思ったのですが、金額の差があり過ぎたので、今後は設計の組み方からちょっとこちらのほうを考えていかななくてはならないなとは思っています。

○委員 何かすごい勘違いをしていて金額が安くなっているとか、そういうことは考えられないのですか。

○町民福祉課 直接は聞いてないのですが、可能性としてゼロではないと思います。

ただ、前回もそうだったのですが、給食調理ということで10者全て指名していただいて、大体応札に応じるのが、今回4者だったのですが、前回も3者とか2者とかそういったところで、10者皆さん参加してくれればもう少し競争という形にもなるのかなと思いつつ、業者の事情もあるのかなと感じています。

○委員長 逆にいうと、給食というか、この業務と管理業務を一緒にして発注するとまた別な結果が出てくるのでしょうかね。

○町民福祉課 というのも考えられますが、今、現時点では保育所のほうでは調理員を臨時さんで雇ってございまして、この業務についてはあくまでも献立とか栄養指導とかソフトの部分でお願いして、調理員は調理員でいらっしゃるもので、現状としてまだ1つにして発注ということまでは考えていないということになります。

○委員 非常に何が適正金額なのかというのは全く分からないというか、180万から1,800万までの差がある中で、ちょっと何が適正なのかというのが全く検討もつかないような数字の幅なのですけれども。これは2年契約、その前の年は幾らだったのですか。

○町民福祉課 同じような金額、すみません、手元に資料ないのでけれども、同じような金額だったと思います。

○委員 今回とおなじ700万円台。

○町民福祉課 それぐらいだった記憶で、すみません、ちょっと記憶で申しわけないですが、やはり人の業務派遣みたいな業務になるので、やはりその人に対しての人件費によって、業者さんの考え方によって差が出てくるのかなとも思うのですが、ちょっと差が確かにあり過ぎるので。

○委員 それにしても10倍は変わらないでしょうという。

○委員 すみません。さっき3者から見積もりとって、真ん中を見積もりを採用したのがたまたまこの落札業者の企業組合だということなのですけれども、その見積もりをとった場合に、例えば見積もりの内訳項目とか単価とかそういうのは当然仕様で示していますよね。（「はい」の声あり）それに何か埋め込むような形で見積書を出してもらおうと思うのですが、その

辺でそうしたにもかかわらず額が一桁違うぐらいの差が出てしまうものなのかというのが、どうかと思うのですけれども。

○町民福祉課 本来であればその項目ごとにばらしてそれぞれで積算すべきところだったのですけれども、今回も、前回もそうだったのですけれども、総額で予算積算のほうをしまして、結局総額でこちらも計算していたところもあったので、ちょっと今後はそれぞれの項目、参考見積もりをとった結果、それぞれの項目にばらしてそれぞれで、例えば一番低いところとか中間額とかそういった積算を組めば、100%というのもなくなくなるのかなとも思います。

○委員 結局、もらった見積もりをそのままそっくり使っているような形になっているので、そうではなくて、やはり毎年やっている形で大体そういう構成というのは分かるでしょうから、それで業者同士のやつをいろいろ比較検討して町独自の設計の構成をやれば、もう少し業者間の差もなくなって来るのではないかなというような気がするのですけれども。大変でしょうけれども。

○町民福祉課 今回のこの結果を踏まえて、次回からは今のような積算の組み方をすべきだと。ちょっと今までも総額でやっていたのですけれども、100%とかにはなっていなかったというのもあって、ちょっとそこは我々の反省点でもあります。

○委員長 やはり公共工事については、出す町側が、この金額が適正なんだという、であるはずだというそういう主張が私は一番大事だろうと思うのですね。なので、そのために業者さんの見積書とかを幾つかとりながら、今現実の相場としては単価はこのくらい、町のほうで望む作業としてはこういった作業をやってもらいたい。当然その作業をやったかどうかの報告書だとかそういったもので確認して、適正な金額で発注するということになろうかと思うので、やはりこの業務については、これだけの値段の差があるというのはちょっと何か、町のほうとしてこの作業をやってほしいというそういう要望なりそういったものがちゃんと正しく伝わっているのかなんていうそんなところが見え隠れするので、今後も注意して発注していただければなと思います。

あと、何か皆さん、ご質問ございますか。

○委員 私も思ったのですけれども、結局、栄養士の人件費の積算次第ですよ。献立なんていうのは多分1年分1回つくってしまえばある意味使い回しできたり、あるいは他のところで同じような業務をやっているならば同じものをただ出してしまえばそれでもできますし、多分それでそういったことをやっている会社はものすごく安く抑えられるし、やっていないところはそれなりにやはりかかるというところで、やはりその見積もりの積算のやり方、こちらの考え

方をちゃんと出さないと、こんなピンキリの値段になるのかなというのをすごく感じたというのと、あと、すみません、この献立なんかで作ったものに対する検証というのはもうやはり任せてしまっているのですか。それとも何かどこかで、つまり作った献立のメニューがちゃんとバランス取れているねとか、栄養バランスちゃんと考えられていますねなんていうような確認というのはどのような、あるいは苦情とかないんですか。

○町民福祉課 月に一度町の職員で業務員として給食を作る職員、あと同じく給食をつくる臨時職員と、それは保育所4つあるのですけれどもその職員と、あと、業者の方の栄養士さんが来て、一度献立についての内容の確認、それから反省点とか、残渣確認とかいろいろやっていますので、その辺の確認は毎月行っているところです。

○委員 あと、一般に食べた方からの何かそういうのとかも全部含めた。

○町民福祉課 そうですね。お子さんからも、これはちょっと適切ではないのですけれども、まずかったとか、そういうのも実際出ているようなので、あと、やはり残渣の量で一目瞭然で、それはちょっとお子さんに人気なかったのかなというのは出ているようです。

○委員 ちょっと話が変わってしまうかもしれないですけれども、地元のそういった食材を使ったとかというような取り組みをやっているところとかもいろいろあると思うのですけれども、そういったところまではまだ。

○町民福祉課 主には町の業者さんからの食材のほうは購入になっています。

○委員 それはまた違う話なので、分かりました。

○委員長 今の武田先生のお話で、やはり発注する町側としても何か、単に事業者さんにお任せではなくて、こんなふうな献立を作って欲しいというか、何かそういったものがあってもいいのかなという気がしますね。ですから、それは実際町の保育所の方々といろいろ意見交換をして、献立メニューとしてどういうのが望ましいと思うかと。その意向を受けてそれを反映させていくような業務委託が望ましいのではないかなと私も思いますね。

○町民福祉課 先月だったのですけれども、新献立を考えましょうというのをこの業者さん含めて担当入ったりしながら、新しいメニューをこういうのを反映させたいなというのを町の意味として、最終10何品ぐらい新しいメニュー考えたり、そこに地域でとれた野菜とかお魚とかも入れていこうとか、そういったところで町の考えとしても反映させてはいるので、今後そういった取り組みもなお充実させていければなと考えています。

○委員長 はい。あと、何かございますか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

(9) 企 29 委第 038 号 松島町住民情報システム保守業務委託

次、委託の4番目、企画調整課の案件で、住民情報システム保守業務委託です。抽出理由が高落札99%ですね。それから、1者随契になったということで、内容あるいはその1者随契契約の理由というものを中心にご説明お願いいたします。

○企画調整課 企画調整課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、企29委第38号松島町住民情報システム保守業務委託について説明させていただきます。

初めに、事業の概要でございますが、資料の1枚目の裏側を見ていただきたいのですが、こちらの右上部分の事業概要の部分になります。こちらの事業につきましては、住民情報システムのハードウェアとソフトウェアの維持管理や機能向上、ネットワーク環境の分析と最適化、クラウドシステムのセキュリティ保持と適正化、各種データの保全、保存、維持など、システムの保守業務全般を実施するものとなっております。

資料の表面にお戻りください。次に、随意契約の理由となっております。当業務につきましては、事業の概要で申し上げましたとおり、住民情報システムのハード及びソフトウェアの保守業務を実施するものでありまして、システムの機器構成やデータエリアの格納状況、アプリケーションの関連性など、システム全般にわたって精通している必要がありますことから、当システムの構築業者以外において保守業務を実施することが困難であります。したがって、地方自治法及び同法施行令、町の財務規則及び随意契約制度運営要領の各規定に基づき、システム構築業者1者による随意契約としたものであります。

なお、当システムの構築業者から参考見積もりをもらいまして予算要求をし、工事のような公共歩掛がありませんので、積算資料の単価を参考に人件費の単価を補正の上発注しております。落札率は99%、契約相手方は〇〇〇〇となっております。説明のほうは以上となります。

○委員長 ありがとうございます。委員の皆様、どうぞ、ご質問等お願いいたします。

○委員 1者随契にならざるを得ないというのは理解できているのですが、今回この契約金額になったわけですが、去年、一昨年、過去の金額と比べてどのぐらい変化していますか。余り変わっていない状況ですか。

○企画調整課 今回が2,383万何がしでありまして、平成28年度につきましては2,325万6,000円ということで、58万円ぐらい増額になっております。こちらにつきましては、マイナンバーの連携とかセキュリティ強化に係る分が増額になったというふうな形です。

○委員 一旦1者になってしまって随意契約になると、業者が勝手に値上げをしてきたり、値

上げをしたいと言ったときに抵抗できなくなってしまうので、何かそのあたりの対策というのは、ある程度予防策というのは考えているのですか。

○企画調整課 予防策というか、やはりどうしてもこういうシステム関係になってしまいますと、構築業者以外が手をつけることがちょっとできない部分になりますので、どうしても、言葉悪いのですけれども、言い値でなってしまう部分はあるのかなと思いますが、一応参考見積もりはもらうのですけれども、その人件費の部分につきましては全て最新の積算資料から単価を持ってきまして補正をかけるというふうなことで発注をしているという形です。

○委員 そうですね。システム入れるときに、ある程度競争性を確保してトータルなコストを抑えるという工夫をするのと、あと、入った後で一方的に向こうから値上げを言われたときに、その理由づけをちゃんとチェックするというのが必要かなというそういう気がします。

○企画調整課 はい。あとは、この入札監視委員会のほうからも、保守も含めて競争性を持たせるべきじゃないかというふうなお話をいただいておりますので、このシステムはたまたま今年の9月で契約が切れます。10月以降は新たなシステムで契約するのですけれども、そちらのほうはもう今年度中に契約まで行っているのですが、そちらの分からは保守も含めた形で契約のほうをやらせていただいております。

○委員長 あと、何かございますか。

○委員 その新しく契約をされる場合のほうは、金額というのは大分抑えられるのですか。

○企画調整課 今回ののは、住民情報システムにほかの基幹系業務としまして介護保険とかああいっただシステムを全て含めた形で新規システムという形にしましたので、一概に高くなった安くなったというところまでは、申し上げられないですね。

○委員長 新しいシステムについて何者ぐらい入札に来る予定ですかね。

○企画調整課 手を上げたのは2者だったのですけれども、プロポーザルでやらせていただいたのですが、最終的に提案してきたのは1者になっています。

○委員長 やれる業者が限られているのですかね。

○委員 実際問題、こういうシステムとか全部組める業者というのはそんなにないものなのですか。

○企画調整課 いや、結構、宮城県内ですと、うちが今契約しているところ以外にも10業者ぐらいあります。

○委員 では、今回新たに入れるに当たって、その10業者全部に声かけたわけではなく。

○企画調整課 公募型でしたので、手を上げてきたのが2者しかいなかったと。

○委員長 大体思いつくのは富士通さんとかNECさんとか、そういったハード・ソフト両方システム導入をされる全国展開の業者さんということなのだろうなと思うのですけれどもね。ちなみにTKCは、機械、ハードはどこを入れるのですかね。

○企画調整課 東芝か富士通が最近多いです。

○委員長 そうですか。

あと、何かご質問等ございますか。

では、あとは、私個人的には、住民票台帳にしるマイナンバーにしる各市町村が単独で何かを設計する問題ではないですよ。そういう意味では、だから、これはそのデータが市町村だけで限定して使用するものでなく、日本全国で使うものですからね。そういう意味では、広域で受注するだとかそういったものもあっていいかもしれないですね。例えば県単位だとかね。そのほうが業者の育成というのでしょうか、そういったところにつながるような気がするのですけれどもね。何か値段を安くといいますか、やっていく方法はないかという知恵というふうにと考えると、やはり市町村レベルだともうこっちが受け手に回ってしまうかなという、逆に、攻めのほうで行政のほうで金額を出していきるといいのになというふうに思うのですけれどもね。これはあくまでも感想という感じです。

あと、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、どうもありがとうございました。

○委員 システム関係は、依頼型にしたらもっと応企業は増えないですかね。

○委員長 どうなのでしょうね。

○委員 応募だと来るのを待っているだけですけれども、依頼で10者ぐらい本当にやれたら。

○委員長 そうですね。向こうもノウハウが蓄積されるかどうか、そこまで我慢しているというね、とこなのでしょうか。

(10) 高29委第053号 松島町宅配夕食サービス事業業務委託

委託の5番目、健康長寿課さんの案件で、松島町宅配夕食サービス事業業務委託です。抽出理由が高落札率、100%の落札率になっています。それから、契約方式が1者随契というふうになっております。ですから、高落札率となった理由、1者随契となった理由、それから契約金額の妥当性といったところを中心にご説明お願いいたします。

○健康長寿課 事業についてご説明申し上げます。

高29委第053号松島町宅配夕食サービス事業業務委託についてご説明いたします。

この事業につきましては、おおむね65歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯の方で、買い物や調理が困難な方を対象に月曜日から土曜日までの週6日間の夕食を宅配することで、栄養改善、健康保持、安否確認等、安心して自立した生活をしていただくための高齢者の福祉事業でございます。

食事につきましては、町が指定した保温容器、このようなふた付の保温容器なのですが、それに一つ一つ御飯やお味噌汁とかおかずが入っているという保温容器を使用して、特別食や刻み食、糖尿病食とか減塩食とかに対応しているものでございます。

契約金額の1食当たり690円は、町のほうで近隣のこういう夕食とかを宅配に即したような調理ができる業者を実際に幾つか回って歩きまして、近隣ではそれに対応できる業者は1者なのですけれども、それに直接払う金額ですので、税込み690円に関しては社協にとっては全く利益のない実費でございます。

また、取り扱い経費も、宅配にかかる賃金、毎日3人の臨時職員が2人態勢で午後からお弁当を取りにいった宅配して、古いのを回収して安否確認の報告をするといった内容になってまして、その賃金が主でありまして、社協自体の収益というのはほとんどない。むしろトラブルがあれば社協の職員も対応しますので、社協にとっては赤字となっている事業だと思われまます。

これにつきましては、町でやっていた事業を社会福祉の目的で、営利を目的としない社会福祉協議会に緊急時の安否確認も含めてお願いしているものなので随意契約としておりますが、これにつきましては、このような厳しい条件の中で継続して安否確認をしながらこの業務を実施できるというところは他にないと、相手方が限定しているということで、地方自治法の施行令第167条の2第1項第2号の契約の性質が、目的が競争入札に適さない。また、財務規則におきましても、101条第1項第1号のハとニに該当すると担当では思っております。

以上でございます。

もしよろしければ、どういう事業なのかわかる資料もお持ちしたいですが、お配りしてもいいものでしょうか。

○委員長 ぜひどうぞ、お願いします。

○健康長寿課 言葉で説明するよりも。

白黒で大変申しわけございません。ここにある食事の一例ですが、これはふた付の上下持ち運びできるような保温容器に入っていてまして、あったかい状態で各ご家庭に届くようになっております。この保温容器の保管とか消毒とか普通よりもちょっと手がかかるものですから、あ

と、糖尿病食とか減塩食とか刻み食とかそういった特別食にも対応しておりますので、納入の690円という税込みの金額については、一般のよく冷凍とかで宅配しているのがありますが、あれは特別食でやはり600円ぐらいしますので、金額的には担当としては適切と思っております。

食事に対しては実際納入業者に払いますので、社協としての利益はありません。本人負担は500円で、それ以外の経費は公費で負担しております。そのために、希望する方には地域包括支援センターと高齢者支援班の担当2名体制で戸別訪問しまして、必要な事由をいろいろ相談に当たって聴取しまして、利用決定は町で行っていると。新しく利用決定した方については社協のほうでも訪問して、利用の仕方の説明をしたりトラブル対応しているといった内容でございます。

チラシの後ろを見ていただきたいと思います。先日、河北新報にこの宅配夕食事業が載りましたので、わかりやすいかと思って本日用意いたしました。社会福祉協議会でも、事業の中で大事な要点である安否確認というものをよりスムーズにするために、このような健康チェックカードというのを配って個別の見守りの内容の充実に努めているといったところでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。何か、皆さん、質問。

○委員 調理は塩竈市の業者が行っていますね。（「はい」の声あり）調理までは社協はともできない。

○健康長寿課 そうですね。

○委員 いいですか。社協さんの本来の事業の目的に沿った形での事業だから、それは適切にやっているとは思いますが、逆に、社協のほうで、社協ですから儲け仕事をやるわけにいかないのですけれども、ただ人の手配とか社協自体がこれをすることによって負担が大きくなってしまっているということはないのですかね。もう少しその辺は、人件費とか何か少し役場のほうで考慮してやるとか、その辺のことは考えたりしないのかなという気がするのですけれども、どうなのですかね。それは社協の本来の仕事だから、これはこれでいいのかもしれないけれども。

結局、社協だから全然絶対儲けちゃだめなんだということでぎりぎりやってしまうと、組織としても結構大変な負担になってしまえば元も子もなくなってしまうので、社協もちゃんと正常に活動できるような、継続的に活動できるような仕組みを一緒にあわせて考えなくちゃならないのかなという気がしたものですから。

○健康長寿課 設計書のほうをご覧いただきたいと思います。資料のほうで設計書をつけておりますが、実際に宅配は臨時職員の方3名でやっていますが、それは毎年度事業の実際にかかっている時間、あと、例えば災害のときとかは余計時間かかったりするものですからそれも加味して、その都度社協と協議してこの時間数を、賃金を払うのが赤字が出たのでは全く社協にとっては難しい話になりますし、雇用している方に対して支払いができないのでは困りますので、これについては十分精査して時間数を決めております。

あと、腸内細菌検査の実費も町のほうで全部必要数入れておりますし、あと、その食事については実費690円が実際その納入業者にそのまま入りますので、社協としては印刷製本、通信運搬、事務取扱費といったあたりが社協としての取り扱い事務費になります。

黒字にはならないと思うのですが、必要経費については赤字にならない程度で、事務取扱費が月4万2,000円です。

○委員 ああ、なるほどね。この辺で一応考慮していると。

○健康長寿課 そうですね。ただ、実際に聞きますと、これだけ厳しい内容で大丈夫なのかと、今度5年債務にして、この間今年の4月から、途切れなく3月、4月もこの宅配を届けなきゃいけないので、債務にすべきだろうということで債務にいたしまして、あと、車のリースも町でしたのを貸し出ししていたのですが、トラブル対応がスムーズにいかないということが協議の中で課題で出てきまして、そのリースの分も含めて5年債務ですること4月からしています。

やはり今ご指摘のあったような事業運営を円滑に、また高齢者に即してしていただくためには、向こうで実際にやっている中での課題というのをお互いに協議しながら、ちょっとその辺は見直しをして、4月から5年間の債務で車のリースや一番高い保険をかけていただくようなのも加味した内容で、今準備をしているところでございます。

社協さんに、実質かなり利益少ないのですけれどもどうなのですかというお話をしましたら、やはり社協のほうでは、収益事業とみなされない非課税事業としてこの事業をもちろん取り扱っておりまして、住民の特にひとり暮らし、二人暮らしの安否確認をすることで住民の社会福祉の状況把握ができるので、それが社会福祉事業につながっているんで、これは利益は求めてなく、社協としては大事な事業として位置づけているんですという回答でございました。

○委員 よく分かりました。

○委員 社協との関係では全く問題がない。むしろこういう場で議論する問題なのかというぐらい全く問題はないのかなとは思いますが、実質的にそういう妥当性を判断する余地がある

としたら、民間業者を使って御飯を作ってもらっているわけですね。その金額が果たして妥当なのかどうなのかというチェックはされておられるのでしょうか。

- 健康長寿課 今、宅配の業者がかなり増えてきまして、生協とか、あと隣の町でも始めたチラシとか持ってきてくれて、私たちのほうでもいろいろ実際のものを見せていただいたりして比較しております。ただ特別食に対応して、そして訪問容器もちょっとかさばるものですから、そういった消毒や保管場所まで含めると690円で納入している内容は決して高くないと。普通の宅配のお弁当のパックのやつで500円ぐらいです。あれをこの保温容器の消毒とか保管とか、あと刻み食とか特別食に対応するという事を考えると、内容的には適切な金額だと思っております。

あと、その納入業者についても実態調査的に実際に行って、この業者でこのお弁当でいきましようか決めているのは町なので。そのときは社協のほうでも一緒に行っていただいて、調理しているところの栄養状態とか継続性、やはり届く側の方は、これが安否確認にもなっていますので、1週間に一遍の人もいれば毎日の方もいるのですけれども、途切れると困る事業なものですから、やはり衛生状態とか食事のどれだけ特別食に対応できるかとか、そういった辺りを町で確認して決めておりますので、適切に実施していると思っております。

ただ万が一、例えば保健所の調査とかでその業者が納入できないとなったときにどうするかというのはうちでもちょっと課題なのですが、その際は社協と協議しながら、利用者の方と相談して何らかの既存の弁当なりそういうものを届けながら安否確認は継続して、別な業者をまた当たるといことになるだろうとは思いますが、幸いここ数年この業者で保健所のほうの調査もクリアして特にトラブルも起きていませんので、公としてやはり継続性のある安定した事業所として適切と思っております。

- 委員長 ちょっと余談といいますか、私、〇〇〇〇の監査をやっているのですが、あちらは〇〇〇〇〇という、ご存じかどうかあれですけれども。そこなんかは、〇〇〇〇が調理用の機械、あれも当然財力がないのでそちらを無償で貸与し、食材なんかは生協さんが入れて、一番が配達なんです。作る方は何とかやっても、配達する方がなかなか、それでボランティアを集めて配達。ですから、やはりお年寄りの方の見守りといったものも含めて、地域の方がそうやって地域全体が参加する形で最初は立ち上がって、最初はある程度良かったのですけれども、やはり最近少しボランティアとして参加してくれる方が少なくなったり、あとは設備の調理器具も老朽化とかそういったいろいろがあって、なかなか難しいところですね。

ですから、自分で作ってやるというのが一番いいのだけれども、やはりもうそこまでは、あ

る程度費用負担して外注さんに任せざるを得ないのかなと。となると、あともう一つは、ボランティア、地域活動としてそういった人たちを募って配達業務をお手伝いいただくと、というのも何かあるかなと思うのですけれども、その辺は何か検討されたことはありますか。

○健康長寿課 実は社会福祉協議会ではこれとは別に月に1回ボランティアの人を使って、こういうのに申し込んでなくてちょっと心配な方に宅配夕食、手づくりのボランティアの方の作ったのを届ける事業をやっているのです。それは、この事業を使っていない方で、民生委員さんとかからちょっと心配だねという、それで本人はこれは使わないという心配な方に、障害の重い方とかにやっているのですが、実際にやはりボランティアの方に動いていただいてお弁当をつくって一日がかりのお仕事というのは月に1回がやはりやっとなのですね。この場合は月から土まで台風であろうと大雪であろうと届ける仕事なものですから、やはり継続性というのはなかなかボランティアでは頻度的に難しいかなと思っております。

○委員長 そうですね。その盛岡のケースは結構日本の中では最初にやったケースなのかな。公費がある程度負担しないとやはり回らない事業なのだなと思いますけれども。

あと、何かご質問ございますか。

○委員 特に問題なくすばらしい事業だと思います。強いて言うなら、納入する業者を選定するに当たっての競争性というかな、そういう部分がある程度考えなくていいのかなというのはちょっと一抹のあれとしては残るのですけれども、そこはどうなのでしょうかね。

○委員長 社協さんも一応立ち入り検査だとか妥当かな、あれは県かな、受けているのかな。定期的な、社会福祉協議会は。

○健康長寿課 社会福祉協議会さんではなく、調理を担当する業者さんが立ち入り検査を受けております。

○委員長 誰から。

○健康長寿課 保健所とかです。あとは、私たちのほうでも何か内容が変わったとかあるときは定期的に行って、社協の方と現状を確認しています。

この宅配夕食は別な業者に何年か前は頼んでいたのですが、そこでもうできないと、手間がかかりすぎるとお断りされまして、2市3町内かなり探してようやく見つけたのが今の業者なんです。いずれこの業者からも難しいと言われたら、保温容器付のこの今のやり方はちょっと難しくなるのかなと思っています。

宮城県だと〇〇〇〇で〇〇〇〇のほうで宅配センターを設けて、やはり最近松島もエリアにし始めました。ただ特別食になると単価が高くなりますし、こういった保温容器でもないので、

やはりまだ利用者の方々には社会福祉協議会の方が来るという安心感とか、そういったこともありまして、できるだけ今の公に近い形で続けたいと思っております。

○委員長 今、ですから、社協さん自体がその業者をどういうふうな観点から選定しているかというところなのですからね。

○健康長寿課 それは町で決めていますので、納入業者は。社協で決めているのではなくて、町がこの業者ということで選定して今まで来ております。

○委員長 だとすれば、町自体が選定基準をもっと幅広くというのでしょうか、定期的に。

○委員 現実的にはもう選択の余地なく、今の業者になって問題はないとは思いますが、形式的にそこのチェックをするあれが、そういう場という入札という制度がある中で、一応競争性の確保という観点もある程度。

○委員長 そうですね。社会福祉法人なども、建物造るとか工事をやる時には一般競争入札をやれと厳しいのですけれども、委託業務についてはすごく緩いのですよ。何でかなと思うのですけれども。なので、その辺も本当は今後、社会福祉事業が高齢化に合わせてどんどん裾野が、規模が広がってきますから、そのうちそういった入札方法についてもいろいろ国・県等からの指導があるのかもしれませんがね。

○委員 ちなみに今何名の方が利用されているのですか。

○健康長寿課 今は、約六、七十名ですけれども、一時的にお休みされている方もいらっしゃるもので、実で大体30人ぐらいは。

○健康長寿課 1日当たり30人ぐらいです。利用申請は町にさせていただいて、うちのほうで訪問調査をして実態を把握した上で利用決定は町でしていますので、年間6,000食から7,000ぐらいで、その年によって違うのですけれども。

○委員長 となると、やはり町単独でやる事業ではないですね。もう本当に作るほうなんかはやはり業者さん、あるいは広域で作るところをつくって配食するというそんな感じでしょうね。

○健康長寿課 例えば塩竈、多賀城とか面積が比較的30分で全部回れるような人口が密集しているようなところは、結構民間のでも十分使えるのかもしれないのですが、松島はこのとおり道路は混みますし、土地も広くて山の奥の一軒家とか坂の上の一軒家とかも多いものですから、なかなかそういうものまでここまでできるというのはできないものですから、町の事業としてやっているところでございます。

○委員長 近場としては大郷あたりと連携するといい、あちらも広くて大変なので、あと高齢化の比率も高いしね。

- 健康長寿課 大郷でも最近宅配業者が立ち上がりまして、うちのほうでもやりますというチラシをいただいて、私たちが現物確認しているのですが、一番はやはり継続性ですね。業者の場合、もし急にやめたと言われたときに一番困るものですから、その辺はやはり社会福祉協議会と連携して継続的に安否確認、あと何かあったときに別な福祉サービスにつなげるというところを主眼にしてやっております。
- 委員長 あと、何かございますか。先生方、ないですか。よろしいですか。はい、結構です。どうもありがとうございました。

4. 閉会の挨拶

- 事務局 これで個別審議の全てが終了しました。
- 委員長総括の前に、各委員様からご意見があれば頂戴したいと思いますけれども。
- 委員 今回10件ということで、1件当たりの審議時間が確保されて良かったのではないかと思います。
- 委員長 最初の1件目があつと終わっちゃったから、あれつと、危うく今日は。でも、やはりしっかり議論できるから良いかなと私も思いました。
- 委員 時間ないと流しちゃうところも、時間あるからしっかり議論できて良いのじゃないでしょうか。
- 委員 入札監視委員会も随分やっているのですが、案件によってはそんなに審議の必要ないような内容もあるとは思うのですけれども、丁寧に見られたというのは良かったのではないのでしょうか。
- 委員長 ですから、もし次回も10件ぐらいですかね。あと、やはりピックアップする何か基準も少し。
- 委員 そうですね。今回の選んだ内容はそれなりに当然意味があって、ただ同じような案件をまたというよりは、何か少し条件を変えたものでいろいろと深く話し合ったほうが。今日もいろいろお話伺って、知らないことが結構そういうことだったのかというのがありましたから。
- 委員長 そちら辺はちょっと次回は、はい。工事にしても内容がちょっと違う。
- 事務局 資料についてはいかがでしたでしょうか。今回、通常使っているもののみをご郵送しているのですけれども、これが足りなくて事前に見てもらえばとか、逆にこれは送らないほうがいいのか。
- 委員 最初の変更契約したやつが全く資料になかったの、それが分かる資料が（「変更理

由書ですね」の声あり) 変更理由書が1枚あればそれで済む話だと思うので。

○事務局 次回からつけてまいります。よろしいでしょうか。

では、本日の委員会で第五期の入札監視委員会が全4回で終了しまして、赤石委員長から総括を何かあれば。

○委員長 今回、ピックアップ案件を減らしたということで十分な議論ができて良かったかなというふうにも思います。

今度、次回はまたメンバーが。

○事務局 そうですね。この後にお話しさせていただこうかと。

○委員長 ということで、委員の皆様には今まで熱心に議論していただき大変ありがとうございました。また、私も委員長として、座長としてちょっと力不足の面もあったかと思うのですが、その辺をお力を貸していただきどうもありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。また今後ともよろしくお願いいたします。

○事務局 長時間お疲れさまでした。

以上をもちまして入札監視委員会は終了となります。

長時間大変ありがとうございました。お疲れ様でした。
